

提 案 理 由

報告第2号 専決第5号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】 令和4年8月3日、養父市八鹿町八鹿地内の店舗駐車場において公用車を走行中、側面から車両が接触し、相手方車両と公用車を破損させたもの</p> <p>■損害賠償の額 62,911円 ■過失割合 市の過失30% 相手方70%</p>
承認第2号 専決第2号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和4年度養父市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
理 由	<p>本件は、子ども第三の居場所整備事業において、繰越明許費に不足が生じたため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和4年度養父市一般会計補正予算（第10号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。</p>
承認第3号 専決第3号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
理 由	<p>本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されたことに伴い、養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。</p> <p>【主な改正内容】 (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行20万円）に引き上げる。</p>

(2) 国民健康保険税の減額対象となる所得基準を、次のとおり引き上げる。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数の数に乗すべき金額を29万円(現行28.5万円)に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数の数に乗すべき金額を53.5万円(現行52万円)に引き上げる。

承認第4号
専決第4号

専決処分したものにつき承認を求めることについて
養父市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

理由

本件は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第36号)が、令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和5年4月1日から施行されたことに伴い、養父市税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。

【主な改正内容】

- (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長
- (2) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、適用期限を3年間(25%軽減の対象については2年間)延長
- (3) 大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合(1/3)を定める規定の新設
- (4) その他法令改正等に伴う規定の整備等

議案第26号

除雪ドーザ(9トン級)の取得について

理由

本件は、現在使用している除雪ドーザ(9トン級)が、平成6年11月に購入し、初期登録から28年が経過しており、老朽化が著しいため更新を行うもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年養父市条例第57号)第3条の規定により、議決を求めるものである。

議案第27号

損害賠償の額を定め和解することについて

理由

本件は、市道における自動車損傷事故に係る損害賠償の額を定

めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求めるものである。

【事故の概要】

令和5年1月28日、養父市八鹿町八鹿地内の市道京口堤防線の街路樹の枝が、積雪により落下し、駐車していた車両を損傷させたもの

■ 損害賠償の額 388,000円

■ 過失割合 市の過失100% 相手方0%

議案第28号

令和5年度養父市一般会計補正予算（第1号）

理 由

本件は、原油価格・物価高騰に伴う住民税非課税世帯及び低所得の子育て世帯等に対する支援、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る事業に係る経費を補正するものである。

【補正の概要】

- (1) 国の物価高騰支援事業として、住民税非課税世帯を対象とした1世帯当たり3万円の給付金の支給
- (2) 国の物価高騰支援事業として、低所得の子育て世帯に対する子ども1人当たり5万円の給付金の支給及び市の独自事業として、国の事業で対象外となる児童扶養手当の全部支給停止世帯を対象とした、子ども1人当たり5万円の給付金の支給
- (3) 国のワクチン接種に係る体制確保事業として、新型コロナウイルスワクチンの追加接種等に必要となる経費